

令和 5 年 2 月 7 日

令和 5 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 1)

広 島 県

令和5年広島県議会2月定例会議案目次（その1）

県第1号	令和5年度広島県一般会計予算	1
県第2号	令和5年度広島県証紙等特別会計予算	20
県第3号	令和5年度広島県管理事務費特別会計予算	23
県第4号	令和5年度広島県公債管理特別会計予算	26
県第5号	令和5年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	30
県第6号	令和5年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算	33
県第7号	令和5年度広島県中小企業支援資金特別会計予算	36
県第8号	令和5年度広島県水産振興資金特別会計予算	39
県第9号	令和5年度広島県県営林事業費特別会計予算	42
県第10号	令和5年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算	45
県第11号	令和5年度広島県県営住宅事業費特別会計予算	50
県第12号	令和5年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算	55
県第13号	令和5年度広島県病院事業会計予算	58
県第14号	令和5年度広島県土地造成事業会計予算	61
県第15号	令和5年度広島県流域下水道事業会計予算	63

県第 1号議案

令和 5 年度広島県一般会計予算

令和 5 年度広島県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,140,320,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県税		341,743,020
	1 県民税	99,019,000
	2 事業税	100,744,000
	3 地方消費税	70,507,000
	4 不動産取得税	8,424,000
	5 県たばこ税	3,032,000
	6 ゴルフ場利用税	732,000
	7 軽油引取税	22,860,000
	8 自動車税	35,735,000
	9 鉾区税	4,000
	10 狩猟税	25,000
	11 産業廃棄物埋立税	657,000
	12 旧法による税	4,020
2 地方消費税清算金		140,709,000
	1 地方消費税清算金	140,709,000
3 地方譲与税		52,231,188
	1 特別法人事業譲与税	48,893,000
	2 地方揮発油譲与税	2,723,000
	3 石油ガス譲与税	117,000

(単位：千円)

款	項	金	額
	4 自動車重量譲与税		360,000
	5 森林環境譲与税		128,188
	6 航空機燃料譲与税		10,000
4 地方特例交付金			1,580,000
	1 地方特例交付金		1,580,000
5 地方交付税			188,808,000
	1 地方交付税		188,808,000
6 交通安全対策特別交付金			500,000
	1 交通安全対策特別交付金		500,000
7 分担金及び負担金			7,582,332
	1 分担金		504,057
	2 負担金		7,078,275
8 使用料及び手数料			9,146,309
	1 使用料		5,602,002
	2 手数料		3,544,307
9 国庫支出金			148,262,171
	1 国庫負担金		67,698,741
	2 国庫補助金		78,450,523
	3 委託金		2,112,907
10 財産収入			1,242,250
	1 財産運用収入		935,788

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 財産売却収入	306,462
11 寄附金		111,367
	1 寄附金	111,367
12 繰入金		57,881,108
	1 特別会計繰入金	219,605
	2 基金繰入金	57,661,503
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		102,650,954
	1 延滞金、加算金及び過料等	446,805
	2 県預金利子	2,182
	3 貸付金元利収入	86,282,606
	4 受託事業収入	2,432,242
	5 収益事業収入	4,737,070
	6 利子割精算金収入	1
	7 雑入	8,750,048
15 県債		87,872,300
	1 県債	87,872,300
歳 入 合 計		1,140,320,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 議会費		2,122,122
	1 議会費	2,122,122
2 総務費		56,373,873
	1 総務管理費	26,824,726
	2 企画費	8,393,906
	3 地域振興費	6,575,122
	4 徴税費	8,965,260
	5 選挙費	975,648
	6 防災費	3,662,936
	7 統計調査費	555,684
	8 人事委員会費	202,064
	9 監査委員費	218,527
3 民生費		141,592,052
	1 社会福祉費	104,205,206
	2 児童福祉費	36,978,937
	3 生活保護費	300,337
	4 災害救助費	107,572
4 衛生費		124,663,768
	1 公衆衛生費	86,238,011

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環境衛生費	4,074,477
	3 環境保全費	4,516,399
	4 保健所費	1,854,722
	5 医薬費	25,585,361
	6 病院費	2,394,798
	5 労働費	3,600,206
	1 労政費	390,018
	2 職業訓練費	2,108,478
	3 雇用対策費	949,252
	4 労働委員会費	152,458
	6 農林水産業費	29,784,047
	1 農業費	7,566,314
	2 畜産業費	1,049,522
	3 水産業費	2,549,184
	4 農地費	8,759,196
	5 林業費	9,859,831
	7 商工費	109,179,456
	1 商業費	2,274,524
	2 工鉱業費	105,334,214
	3 観光費	1,570,718
8 土木費	100,387,105	

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土木管理費	7,759,139
	2 道路橋梁費	44,564,229
	3 河川海岸費	27,982,906
	4 港湾費	9,981,212
	5 都市計画費	8,244,730
	6 住宅費	1,024,597
	7 空港費	830,292
9 警察費		65,492,336
	1 警察管理費	60,232,616
	2 警察活動費	5,259,720
10 教育費		184,630,304
	1 教育総務費	30,462,860
	2 小学校費	52,906,433
	3 中学校費	30,209,099
	4 高等学校費	47,485,908
	5 特別支援学校費	16,525,937
	6 大学費	4,957,637
	7 社会教育費	1,672,452
	8 保健体育費	409,978
11 災害復旧費		17,437,891
	1 農林水産施設災害復旧費	4,554,891

(単位：千円)

款	項	金	額
	2 土木施設災害復旧費		12,843,000
	3 公共施設災害復旧費		20,000
	4 教育施設災害復旧費		20,000
12 公債費			147,030,823
	1 公債費		147,030,823
13 諸支出金			157,026,017
	1 地方消費税清算金		61,371,000
	2 個人県民税所得割交付金		220,000
	3 利子割交付金		198,000
	4 配当割交付金		2,908,000
	5 株式等譲渡所得割交付金		1,754,000
	6 法人事業税交付金		7,200,000
	7 地方消費税交付金		76,115,000
	8 ゴルフ場利用税交付金		513,000
	9 自動車取得税交付金		15
	10 環境性能割交付金		1,380,000
	11 軽油引取税交付金		5,367,000
	12 利子割精算金		2
14 予備費			1,000,000
	1 予備費		1,000,000
歳 出 合 計			1,140,320,000

第2表 債務負担行為		(単位：千円)	
事 項	期 間	限 度	額
令和5年度における地方債の共同発行によって生じる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	令和5年度から 令和15年度まで	元金1,164,000,000千円及びこれに対する利子相当額	
総合行政通信網（衛星系）整備事業	令和6年度		1,648,800
執務環境整備事業	令和5年度から 令和6年度まで		140,938
県庁舎整備推進事業（県庁舎設備改修事業）	令和6年度から 令和7年度まで		1,042,968
県庁舎附帯施設耐震化事業	令和6年度から 令和7年度まで		143,818
県庁舎北館内外部改修事業	令和6年度から 令和7年度まで		1,113,265
県有施設有効活用事業	令和6年度		614,112
電子申請推進事業	令和6年度から 令和10年度まで		89,637
公共施設予約システム運営事業	令和6年度から 令和10年度まで		13,672
行政情報化事業	令和6年度から 令和7年度まで		436
広島県人口移動統計調査委託事業	令和6年度から 令和7年度まで		13,006
広島県総合グラウンド改修事業	令和6年度		181,006
広島県立文化芸術ホール管理運営事業	令和6年度		71,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
縮景園・美術館管理運営事業	令和6年度	467,430
マイクロプラスチック共同研究費	令和6年度から 令和7年度まで	22,000
公園施設維持修繕事業	令和6年度	55,735
廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業	令和6年度から 令和7年度まで	440,000
生活排水処理対策推進事業	令和9年度から 令和45年度まで	14,728
私学振興資金の融資に対する利子補給	令和6年度から 令和14年度まで	私学振興資金の融資に対し年1.0パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 27,316
広島県健康福祉センター修繕事業	令和6年度	150,357
広島県医師育成奨学金事業	令和6年度から 令和11年度まで	288,000
女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業	令和6年度	6,000
施設内訓練民間活力導入事業	令和6年度	18,180
離転職者委託訓練事業	令和6年度	105,831
障害者就職支援事業	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで	194
奨学金返済支援事業	令和6年度から 令和7年度まで	25,800
ひろしまの食の魅力向上事業	令和6年度から 令和7年度まで	24,000
新事業展開等支援事業	令和6年度	15,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県信用保証協会の損失補償	令和 5年 4月 1日から 令和21年 7月31日まで	510,000
広島県信用保証協会の無担保スピード保証融資に対する損失補償	令和 5年 4月 1日から 令和16年 7月31日まで	65,000
広島県中小企業共済協同組合に対する共済金の貸付	令 和 5 年 度	300,000
環境・エネルギー産業集積促進事業	令 和 6 年 度 から 令 和 7 年 度 まで	105,000
イノベーション人材等育成・確保支援事業	令 和 6 年 度 から 令 和 11 年 度 まで	459,100
広島県立産業技術交流センター等大規模修繕事業	令 和 6 年 度	157,500
企業立地促進対策事業	令 和 6 年 度 から 令 和 9 年 度 まで	4,556,323
農業近代化資金の融資に対する利子補給	令 和 6 年 度 から 令 和 23 年 度 まで	農業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 78,267
農業振興資金の融資に対する利子補給	令 和 6 年 度 から 令 和 15 年 度 まで	農業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.517パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 15,664
農業経営改善促進資金の融資に対する利子補給	令 和 6 年 度 から 令 和 9 年 度 まで	農業経営改善促進資金の融資に対し年 1.875パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 189
漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令 和 6 年 度 から 令 和 26 年 度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 118,036
漁業振興資金の融資に対する利子補給	令 和 6 年 度 から 令 和 16 年 度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.925パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 4,358

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
リース漁船等導入事業に係る漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令和6年度から 令和26年度まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年1.1パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 19,397
広島中部台地2期地区基幹水利施設補修事業	令和6年度	105,000
鍋石外9地区圃場整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,406,000
備北南部2期地区広域営農団地農道整備事業	令和6年度	100,000
安芸灘3期地区基幹農道整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	842,000
二井殿地区海岸保全施設等維持補修事業	令和6年度	30,000
農地海岸維持管理業務委託事業	令和5年度から 令和6年度まで	620
小野池外17地区溜池等整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,560,000
森林整備活性化資金に係る造林資金及び林業経営安定資金の融資に対する利子補給	令和6年度から 令和35年度まで	株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資に対し年1.3パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 2,040
小峠外2工区育成林整備事業	令和6年度	46,600
明谷外7工区森林居住環境整備事業	令和6年度	218,200
中畑外30地区山地治山事業	令和6年度	312,000
第三種漁港草津漁港漁港改修費	令和6年度	42,000
箱崎漁港港整備交付金	令和6年度	31,500
漁港維持管理業務委託事業	令和5年度から 令和6年度まで	4,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県土地開発公社が行う公共用地先行取得事業に要する経費	令和6年度から 令和9年度まで	830,000
建設技術者等雇用助成事業	令和6年度	11,100
「地方道路公社法」第28条の規定による広島高速道路公社に対する債務保証	令和5年度から 令和25年度まで	17,724,570
一般国道186号道路災害防除事業	令和6年度	110,000
一般国道375号道路災害防除事業	令和6年度	360,000
一般国道487号道路災害防除事業	令和6年度から 令和7年度まで	2,578,000
一般国道185号道路改良事業	令和6年度	70,000
一般国道375号道路改良事業	令和6年度	260,000
一般国道433号道路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	300,000
主要地方道呉平谷線道路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,310,000
主要地方道千代田八千代線道路改良事業	令和6年度	380,000
主要地方道福山沼隈線道路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	4,890,000
一般県道三次江津線道路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	3,460,000
一般県道広島海田線道路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	510,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般県道坂小屋浦線道路改良事業	令和6年度から 令和8年度まで	2,150,000
一般県道弁財天加計線道路改良事業	令和6年度	630,000
一般県道熊野瀬戸線道路改良事業	令和6年度	60,000
一般県道加茂福山線道路改良事業	令和6年度	220,000
一般県道津之郷山守線道路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,640,000
道路事業（単独）	令和6年度	1,700,000
道路巡視業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	695,000
道路維持管理業務委託事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,228,000
一級河川御調川河川改修費	令和6年度	50,000
一級河川福川河川改修費	令和6年度	100,000
一級河川多治比川河川改修費	令和6年度	200,000
二級河川堺川河川改修費	令和6年度	200,000
二級河川沼田川河川改修費	令和6年度	50,000
二級河川永慶寺川河川改修費	令和6年度	100,000
二級河川岡ノ下川河川改修費	令和6年度	50,000
二級河川本川河川改修費	令和6年度	200,000
二級河川手城川河川改修費	令和6年度	300,000
二級河川大河原川河川改修費	令和6年度	60,000
一級河川京橋川高潮対策事業	令和6年度	50,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一級河川猿猴川高潮対策事業	令和6年度	100,000
二級河川藤井川高潮対策事業	令和6年度	50,000
二級河川三津大川河川災害関連事業	令和6年度	250,000
魚切ダム堰堤改良事業	令和6年度	150,000
梶毛ダム堰堤改良事業	令和6年度	150,000
山田川ダム堰堤改良事業	令和6年度	150,000
河川事業（単独）	令和6年度	500,000
河道浚渫事業	令和6年度	400,000
護岸等修繕事業	令和6年度	180,000
河川維持管理業務委託事業	令和6年度から 令和7年度まで	168,000
赤石川通常砂防事業	令和6年度	100,000
秋月川通常砂防事業	令和6年度	100,000
安芸矢野下川通常砂防事業	令和6年度	100,000
宇根川・笠岩川2通常砂防事業	令和6年度	100,000
榎川支川12通常砂防事業	令和6年度	100,000
陰平川通常砂防事業	令和6年度	50,000
光明寺川通常砂防事業	令和6年度	50,000
小原川通常砂防事業	令和6年度	50,000
清水川通常砂防事業	令和6年度	50,000
滝の川通常砂防事業	令和6年度	50,000
天井川支川6通常砂防事業	令和6年度	100,000
天井川支川6隣通常砂防事業	令和6年度	100,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天神川通常砂防事業	令和6年度	50,000
天地川通常砂防事業	令和6年度	100,000
西ノ谷川支川通常砂防事業	令和6年度	100,000
花上上川通常砂防事業	令和6年度	100,000
東山本川通常砂防事業	令和6年度	100,000
水尻川支川3通常砂防事業	令和6年度	150,000
水谷川通常砂防事業	令和6年度	100,000
宮ノ間川通常砂防事業	令和6年度	100,000
家下川2通常砂防事業	令和6年度	100,000
砂防事業(単独)	令和6年度	250,000
砂防維持管理業務委託事業	令和6年度から 令和7年度まで	9,000
海岸維持管理業務委託事業	令和6年度	20,000
国際拠点港湾広島港修築事業	令和6年度	150,000
重要港湾福山港修築事業	令和6年度	354,000
大西港港整備交付金	令和6年度	417,000
千年港港整備交付金	令和6年度	104,000
港湾事業(単独)	令和6年度	390,000
港湾維持管理業務委託事業	令和5年度から 令和6年度まで	111,000
庁舎等管理施設整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	387,072

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（街路）の用に供するための公共用地の取得に要する経費	令和6年度から 令和9年度まで	1,500,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（街路）の用に供するための公共用地の取得に対する債務保証	令和5年度から 令和9年度まで	1,500,000
広島市東部地区連続立体交差事業	令和6年度から 令和7年度まで	112,000
栗柄広谷線街路事業	令和6年度	300,000
街路事業（単独）	令和6年度	200,000
広島県立びんご運動公園設備改修事業	令和6年度から 令和7年度まで	525,000
公園事業（単独）	令和6年度	31,500
建築基準法等施行費	令和6年度	6,503
免許事務費	令和6年度から 令和11年度まで	615,320
交通反則通告制度実施費	令和6年度	65,692
放置違法駐車対策事業	令和6年度から 令和8年度まで	488,928
県立学校施設整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	4,251,101

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	28,390,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	4,489,200	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	125,000	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	1,844,500	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業	1,549,200	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	28,700	同上	同上	同上
公共施設等管理事業	4,314,800	同上	同上	同上
都市圏魅力創造戦略推進事業	200,000	同上	同上	同上
生活交通確保対策事業	18,900	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	311,000	同上	同上	同上
自然公園等整備事業	345,300	同上	同上	同上
医療施設整備事業	177,600	同上	同上	同上
県立広島大学整備事業	347,300	同上	同上	同上
高等技術専門校整備事業	900	同上	同上	同上
漁港改良事業	95,200	同上	同上	同上
広島高速道路公社出資	325,000	同上	同上	同上
都市生活環境整備特別対策事業	53,600	同上	同上	同上
港湾改良事業	1,190,900	同上	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交番・駐在所庁舎建設事業	162,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
交通安全施設整備事業	1,103,000	同上	同上	同上
警察施設整備事業	803,600	同上	同上	同上
私立学校施設耐震化整備事業	15,900	同上	同上	同上
公園整備事業	55,200	同上	同上	同上
防災対策事業	15,171,800	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	9,977,400	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業	2,704,800	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資	770,600	同上	同上	同上
広島高速道路公社特別転貸	325,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業	400	同上	0	同上
臨時財政対策	12,975,000	同上	8.5以内	同上
合 計	87,872,300			

県第 2号議案

令和 5 年度広島県証紙等特別会計予算

令和 5 年度広島県証紙等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,803,020千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入		25,000
	1 証紙収入	24,999
	2 繰越金	1
2 証紙代金収納計器収入		2,778,020
	1 証紙代金収納計器収入	2,778,019
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		2,803,020

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 証紙繰出金		25,000
	1 証紙繰出金	25,000
2 証紙代金収納計器繰出金		2,778,020
	1 証紙代金収納計器繰出金	2,778,020
歳 出 合 計		2,803,020

県第 3号議案

令和 5 年度広島県管理事務費特別会計予算

令和 5 年度広島県管理事務費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 623,408千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理事務費収入		623,408
	1 繰越金	1
	2 諸収入	623,407
歳 入 合 計		623,408

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理事務費		623,408
	1 用品調達費	421,355
	2 通信管理費	202,053
歳 出 合 計		623,408

県第 4号議案

令和 5 年度広島県公債管理特別会計予算

令和 5 年度広島県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 291,068,423千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債管理収入		291,068,423
	1 財産収入	829,768
	2 繰入金	206,549,655
	3 県債	83,689,000
歳 入 合 計		291,068,423

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 公債管理費		291,068,423
	1 公債管理費	291,068,423
歳 出 合 計		291,068,423

第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換	83,293,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
県営住宅事業費特別会計借換□	396,000	同上	同上	同上
合計	83,689,000			

県第 5号議案

令和 5 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和 5 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ296,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金収入		296,391
	1 繰入金	2,590
	2 繰越金	122,105
	3 諸収入	171,696
歳 入 合 計		296,391

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金		296,391
	1 母子・父子・寡婦福祉費	296,391
歳 出 合 計		296,391

県第 6号議案

令和 5 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算

令和 5 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229,859,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費収入		229,859,983
	1 分担金及び負担金	67,919,409
	2 国庫支出金	62,437,832
	3 前期高齢者交付金	81,665,750
	4 共同事業交付金	429,796
	5 財産収入	104
	6 繰入金	14,920,296
	7 繰越金	2,486,796
歳 入 合 計		229,859,983

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		229,859,983
	1 総務費	11,373
	2 国民健康保険運営費	229,080,434
	3 保健事業費	175,000
	4 基金積立金	104
	5 諸支出金	39,972
	6 予備費	553,100
歳 出 合 計		229,859,983

県第 7号議案

令和 5 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算

令和 5 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 851,436千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 中小企業支援資金収入		851,436
	1 繰入金	23,637
	2 繰越金	11,821
	3 諸収入	815,978
歳 入 合 計		851,436

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 中小企業支援資金		851,436
	1 貸付金	23,636
	2 諸支出金	827,800
歳 出 合 計		851,436

県第 8号議案

令和 5 年度広島県水産振興資金特別会計予算

令和 5 年度広島県水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,247千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		1,247
	1 繰入金	2
	2 繰越金	1,244
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		1,247

歳 出			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 沿岸漁業改善資金		1,247	
	1 沿岸漁業改善資金	1,247	
歳 出 合 計		1,247	

県第 9号議案

令和 5 年度広島県県営林事業費特別会計予算

令和 5 年度広島県県営林事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 623,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営林事業費収入		623,054
	1 国庫支出金	61,251
	2 財産収入	356,464
	3 繰入金	120,062
	4 繰越金	82,488
	5 諸収入	2,789
歳 入 合 計		623,054

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 県営林事業費		623,054
	1 県営林事業費	623,054
歳 出 合 計		623,054

県第10号議案

令和5年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算

令和5年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,537,518千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年2月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾特別整備事業収入		25,537,518
	1 分担金及び負担金	460,138
	2 使用料及び手数料	2,326,630
	3 財産収入	11,736,645
	4 繰越金	1
	5 諸収入	101,504
	6 県債	10,912,600
歳 入 合 計		25,537,518

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 港湾特別整備事業費		25,537,518
	1 公債費	10,822,779
	2 広島港費	2,778,901
	3 福山港費	302,556
	4 尾道糸崎港費	58,483
	5 諸支出金	11,553,000
	6 漁港費	21,799
歳 出 合 計		25,537,518

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事	項	期	間	限	度	額
厳島港宮島口地区運営費		令和6年度から				75,748
		令和34年度まで				
広島港出島地区臨海土地造成事業		令和6年度				500,000
広島港出島地区荷役機械整備事業		令和6年度				160,000

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	10,912,600			
広島港整備事業	10,159,900	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
福山港整備事業	348,700	同上	同上	同上
尾道糸崎港整備事業	163,900	同上	同上	同上
地方港湾整備事業	240,100	同上	同上	同上
合 計	10,912,600			

県第11号議案

令和5年度広島県県営住宅事業費特別会計予算

令和5年度広島県県営住宅事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,062,982千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年2月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		5,062,982
	1 使用料及び手数料	2,846,220
	2 国庫支出金	579,546
	3 財産収入	19,598
	4 繰入金	996,717
	5 繰越金	23,451
	6 諸収入	26,950
	7 県債	570,500
歳 入 合 計		5,062,982

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 県営住宅事業費		4,174,121
	1 県営住宅事業費	4,174,121
2 公債費		888,861
	1 公債費	888,861
歳 出 合 計		5,062,982

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事	項	期	間	限	度	額	
住宅改修事業		令	和	6	年	度	55,618
住宅建設事業		令	和	6	年	度	941,000

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	570,500	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	570,500			

県第12号議案

令和5年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算

令和5年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 566,984千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金収入		566,984
	1 繰越金	265,584
	2 諸収入	301,400
歳 入 合 計		566,984

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 高等学校等奨学金		566,984
	1 高等学校等奨学金	566,984
歳 出 合 計		566,984

令和5年度広島県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度広島県病院事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	院	数	2	病院
(2)	病	床	数	798	床
(3)	年	間	患	者	数
		入		院	205,667 人
		外		来	335,653 人
(4)	一	日	平	均	患
		入		院	562 人
		外		来	1,381 人
(5)	主	要	な	建	設
		改	良	事	業
		県	立	広	島
		病	院	整	備
		事	業		330,992 千円
		機	械	器	具
		及	び	備	品
		整	備	費	624,578 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入
第1款	病	院	事	業	収
				益	29,551,786 千円
第1項	医	業	収	益	25,831,946 千円
第2項	医	業	外	収	益
				3,689,840 千円	
第3項	特	別	利	益	30,000 千円
				支	出
第1款	病	院	事	業	費
				用	29,417,466 千円
第1項	医	業	費	用	28,954,746 千円

第2項	医 業 外 費 用	411,596 千円
第3項	特 別 損 失	51,124 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,328,511千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,328,511千円で補填するものとする。）。

		収 入
第1款	資 本 的 収 入	1,699,807 千円
第1項	企 業 債	1,012,500 千円
第2項	出 資 金	1,833 千円
第3項	負 担 金	646,846 千円
第4項	そ の 他 雑 収 益	38,628 千円

		支 出
第1款	資 本 的 支 出	3,028,318 千円
第1項	建 設 改 良 費	1,069,205 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,959,113 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立広島病院C V C F更新事業	令和6年度	321,899 千円
県立広島病院エレベーター 20号機更新事業	令和6年度	67,413 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 県立病院の施設の整備等資金に充てるため。

限 度 額 1,012,500千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和5年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 13,759,626 千円

(2) 交 際 費 540 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院運営助成及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,403,689千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,148,000千円と定める。

令和5年2月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和5年度広島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度広島県土地造成事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	土	地	売	却		
	土	地	売	却	収	益
					924,880	千円
	本	郷	地	区		
					42,040	m ²
(2)	土	地	造	成	事	業
	土	地	造	成	事	業
					費	
					328,134	千円
	箕	島	地	区	土	地
					造	成
					202,634	千円
	安	浦	地	区	土	地
					造	成
					15,000	千円
	本	郷	地	区	土	地
					造	成
					53,000	千円
	開	発	整	備	推	進
					57,500	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入	
第1款	土	地	造	成	事	業
	収	益				
					978,750	千円
第1項	営	業	収	益		
					924,880	千円
第2項	営	業	外	収	益	
					53,870	千円
				支	出	
第1款	土	地	造	成	事	業
	費	用				
					900,247	千円
第1項	営	業	費	用		
					822,291	千円
第2項	営	業	外	費	用	
					76,956	千円
第3項	予	備	費			
					1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 836,210千円は、繰越工事資金 28,698千円及び当年度分損益勘定留保資金 807,512千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	5,927,304 千円
第1項	出 資 金	5,902,923 千円
第2項	受 託 金	24,380 千円
第3項	関 連 収 入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	6,763,514 千円
第1項	土 地 造 成 費	328,134 千円
第2項	受 託 工 事 費	24,380 千円
第3項	企 業 債 償 還 金	6,411,000 千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 84,579 千円

（たな卸資産の購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和5年2月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第15号議案

令和5年度広島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度広島県流域下水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	流 域 関 連 市 町 数	9 市町
(2)	年 間 総 処 理 水 量	81,947,400 m ³
(3)	一 日 平 均 処 理 水 量	223,900 m ³
(4)	建 設 改 良 事 業	
	太 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	1,059,595 千円
	芦 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	1,589,700 千円
	沼 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	285,340 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	流 域 下 水 道 事 業 収 益		10,704,392 千円
第1項	営 業 収 益		7,240,879 千円
第2項	営 業 外 収 益		3,463,513 千円
		支 出	
第1款	流 域 下 水 道 事 業 費 用		10,696,719 千円
第1項	営 業 費 用		10,483,743 千円
第2項	営 業 外 費 用		209,976 千円
第3項	予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 835,365千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,661千円、過年度分損益勘定留保資金 566,230千円及び当年度分損益勘定留保資金 261,474千円で補填するものと

する。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	3,408,187 千円
第1項	企 業 債	766,300 千円
第2項	補 助 金	1,978,444 千円
第3項	工 事 負 担 金	663,442 千円
第4項	関 連 収 入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,243,552 千円
第1項	建 設 改 良 費	2,934,635 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,308,917 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川流域下水道建設事業	令和6年度から 令和7年度まで	899,700 千円
芦田川流域下水道建設事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,803,600 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限 度 額 766,300千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和5年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 231,025 千円

(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,517,448千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和5年2月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦